

乗合タクシー「ふれあい号」の利用方法

1 パンフレットや時刻表を見て乗りたい便を確認する

乗降できる停留所や時刻が決まっています。あらかじめパンフレットなどで、「どの便で」「どこから」「どこまで」利用したいかを確認すると予約がスムーズです。

2 予約受付先 YM交通(株) (042-780-0777)へ電話する

利用したい便が確認できたら、予約受付先へ電話します。
 予約の締切時間は、各便の始発時間の30分前までです。
 (予約受付時間：6時30分～19時30分)
 ※朝の1便のみ、始発時間の1時間前までの予約が必要です。

3 予約内容を伝える はじめに「ふれあい号お願いします」とお声掛けください!

- 1 利用する方の名前と連絡先、人数を伝えます。(複数名の場合は代表者のみでもOK)
 ※利用登録をしている場合は、登録番号もお伝えください。
- 2 利用する日、時間(便)、乗車する停留所、降車する停留所を伝えます。
 ※帰りも利用する場合は、行き予約と同時に予約することもできます。
 ※利用したい時間(便)は時刻表でご確認ください。



予約例 登録番号〇〇〇番の〇〇です。
 4月1日に2人お願いします。
 行きは、1便で210番から239番の停留所まで、
 帰りは6便で239番から210番の停留所まで乗ります。

4 停留所で待ち乗車する・目的地で降車する

予約した便の到着時刻に合わせ、乗車する停留所で待ちます。「ふれあい号」が到着したら、乗車してください。運賃は前払いです。おつりのないようご協力をお願いします。
 なお、帰りも利用する場合は、乗務員にその旨を伝え、往復利用券を受け取ってください。
 ※予約の状況によって、到着時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 目的地に着いたら、降車してください。お忘れ物のないようご注意ください。

◆予約時の注意事項◆ ※乗車定員を超える予約がある場合は、可能な範囲で予備車等により対応します。団体でのご利用の際はあらかじめご予約ください。
 ※予約後にキャンセルされる場合は、速やかに YM交通(株) (042-780-0777)までご連絡ください。
 ※予約方法について分からない点などありましたら、お気軽に YM交通 へお尋ねください。

乗合タクシーは、津久井地域のバスが運行されていない地区において、高齢者など移動に制約がある方の生活交通を確保するため、地域のみならず、相模原市、交通事業者との三者協働により運行を行う公共交通です。「ふれあい号」の運行を今後も継続していくためには、下記の運行継続条件を毎年満たすことが必要となります。みなさまの積極的なご利用をお願いします。

運行継続条件 「稼働した便の1便あたりの輸送人員が1.5人以上であること」かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」



ふたつの地域を繋ぐ

吉野・与瀬地区乗合タクシー

ふれあい号 運行中!

乗合タクシーってなに??
 停留所と時刻が決まっていて、予約があった便だけ運行する公共交通です。

だれでも利用できるの? 1人でも利用できるの?
 地区の方ももちろん、市外の方でも、どなたでもご利用いただけます。お1人からご利用可能です。

予約をしないと乗れないの?
 必ず事前予約が必要です。予約のあった停留所だけを最短路線で運行するので、予約がないと乗車できません。

ふれあい号 ご利用案内

使用する車両 ワゴン型タクシー(定員8名)
 ※定員を超える予約があった場合は、予備の車を運行するなど可能な範囲で対応します。事前に YM交通 株(042-780-0777)までご相談ください。

運行時間帯 9時台～16時台まで 平日のみ運行
 ※土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は運休
 (詳細は別添時刻表のとおり)

- 運賃**
- 大人300円(運賃は前払いです。)
 - 小学生100円 ※未就学児は無料。
 - 障害のある方など100円(介助者1名まで100円)
 - ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療給付決定書の交付されている方。
 - ※乗車時に手帳等証明できるものを乗務員に提示してください。
 - 往復利用 400円(行き：300円、帰り：100円)
 - ※行き乗車時に300円支払い、往復利用券を乗務員からお受け取りください。帰りの乗車時に100円と往復利用券(当日限り有効)を乗務員にお渡しく下さい。
 - お願い：おつりがないようにご協力ください。

利用登録のお願い 乗合タクシーでは、利用者みなさまに事前に利用登録をお願いしています。
 利用登録情報は、運行時の緊急連絡に活用するほか、運行状況を分析し、より便利に利用しやすくしていくためのデータとしても活用されます。登録いただいた方には、利用登録証が発行され、予約や乗車時の手続きにもご利用いただけます。乗合タクシーは利用が少ないと廃止になってしまいます。運行継続のためにも、ぜひ利用登録にご協力をお願いします。※利用登録の用紙は、藤野まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、または交通政策課で配布しています。登録方法など乗合タクシー全般についてのお問い合わせは、交通政策課(042-769-8249)までお願いします。